

令和8年第2回姫路市議会定例会（未定稿）

令和8年6月11日（木）

○西村しのぶ議員（登壇）

志政会、西村しのぶです。

早速ですが、通告に従い3項目について質問いたします。

1項目めは、介護人材確保について伺います。

介護保険制度は、2000年4月に、高齢者の介護を社会全体で支え、自立した生活を支援することを目的にスタートした制度であり、具体的には介護を必要とする人が住み慣れた地域で必要な支援を受けられるようにするための公的保険制度です。

3年ごとの改正を経て、現在、姫路市においても令和9年4月からの第10期介護保険事業計画策定を進めておられるところだと推察いたします。

我が国は高齢化が進み、2035年には85歳以上の高齢者が1,000万人を超え、2040年には団塊の世代が90歳以上になります。

さらに、家族や住まいの形が多様化し、家族介護が期待できない時代です。このような状況が予測される中で進められているこの第10期介護保険事業計画が姫路市の高齢者やそのご家族、そして現場を支えて下さる方々にとってよりよいものとなるよう、本日は介護人材確保について質問をいたします。

1点目は、介護現場からの離職を防ぐために介護現場におけるカスタマーハラスメント対策について伺います。

去る6月1日、ケアマネジャーが殺害されたというニュースが飛び込んできました。今回の事件は、埼玉県川口市で利用者宅を訪問していた63歳のケアマネジャーが、利用者の息子とみられる60歳の男性に刃物で襲われ死亡したという極めて痛ましい事件です。

まずは、亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族及び関係者の皆様に心よりお悔やみ申し上げます。

本件は現在、警察による捜査が進められており、詳細は明らかではないものの断固として許されるものではありません。また、ケアマネジャーをはじめとする多くの介護職者が自分自身の体験と重ね合わせて、この事件を不安を感じながら見ているのではないかと思います。

ケアマネジャーは利用者さんや家族のために、時には休日や夜間も電話対応を行い、制度のはざまでも悩みながら支援している職種です。もちろん、介護サービス利用者の尊厳や権利を守ることは重要です。

しかし一方で、時には家族から怒りや不満の矛先を向けられ、暴言や威圧的な言動を受けることも少なくありません。利用者本人だけでなく、家族の介護疲れや精神的に追い詰められた状況が背景にあることも理解はいたしますが、だからといって支援者への身体的・精神的暴力が許されるわけではありません。

そして、この事件を単なる個別事件として終わらせてはいけないと思います。

実は昨年も横浜市で訪問中のケアマネジャーが利用者により刺される殺人未遂事件が発生しており、専門誌では訪問系サービスの安全対策を求める声が上がっています。

さらに、訪問中に身の危険を感じた経験があるケアマネジャーが4割を超えとの調査結果も紹介されています。

介護人材確保を進めるのであれば、まず現場で働く職員が安心して働き続けられる環境整備が必要と考えますが、ケアマネジャーや訪問介護員等の離職理由の中にこのようなカスタマーハラスメントがどの程度含まれているのか、また利用者や家族からのハラスメントにさらされている実態について、市は調査を行うなど実態把握をしていますか。また、ケアマネジャーや訪問介護員等が暴言や脅迫、暴力行為を受けた場合、市として相談できる窓口はあるのか。また、そうした相談件数が今まで何件あったか把握をされているのか、お答えください。

2点目は、介護を夢と誇りを持てる仕事にするために、現在本市で行っている日本人介護士確保への取組を伺います。

過日、私は厚生労働省介護保険計画課へヒアリングに向き、第10期介護保険事業計画策定に当たり、自治体が行うべき実態調査の内容や方向性を確認させていただきました。

国は中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みを踏まえて、介護サービスの提供体制を確保するための方策や目指すべき方向性について、介護医療の一層の連携、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組や目標を第10期介護保険事業計画に定めることが重要としています。

これら重要とされる項目の中で、介護人材確保については、第1回定例会で志政会代表質問に対して、「本市での介護人材の不足数が令和8年に約1,650人と推計される」との答弁がありました。

既にこれだけの人材不足が起きている中、まずは本市が

現在行っている介護人材確保に対する対応策を改めてお示しください。

以上、私の1項目めの1問目を終わります。

○西本真造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

まず1点目でございますが、国が実施した令和6年度介護労働実態調査では、介護職員が離職した理由として、カスタマーハラスメントがあったと回答した割合は3%となっております。

また、本市が令和7年度に実施した介護人材実態調査では、暴力やハラスメント行為を受けたことがあると回答した介護サービス事業所の割合は45.4%となっております。

ハラスメントが発生した場合の介護サービス事業所からの相談窓口は、介護保険課をはじめ高齢者支援課、監査指導課としております。

相談件数について集計はしておりませんが、令和7年度中で主なものは、介護保険課で受け付けたものが10件、監査指導課で受け付けたものが2件ございました。

対応困難な案件につきましては本市が独自に開設している介護事業所向け弁護士相談窓口を案内しており、令和7年度における当該相談窓口の利用実績は2件でございました。

次に2点目ですが、本市が現在行っている介護人材確保育成事業としましては、介護職員の資質向上を目的とした介護職員養成研修費用の助成や介護職員の身分や役割に応じた研修会や交流会の開催、また、若手介護職員の参入促進を目的とした介護インターンシップ支援事業や奨学金返済支援事業の実施、さらに離職防止を目的とした介護事業所向けの弁護士相談窓口の設置などを実施しております。

以上でございます。

○西本真造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

まず、カスタマーハラスメント対策に対する再質問をさせていただきますと思います。

本市のカスタマーハラスメント対策に現状は理解をいたしました。で、私この事件が起きたときに本市の対策を

一生懸命ホームページの中から探しました。そのときにこのチラシが出てきました。

でも、探して、探して、やっと出てきて、周りの介護士さんたちや業者の方に聞きましたが、見たことないというんですね。

このチラシは、どういうところに、どんなふうにご利用されていますか、お答えください。

○西本真造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

現在、本市ホームページにおきまして、介護現場で働く職員の安全確保等利用者の継続的で円滑なサービス利用につながるよう、ハラスメント対策の啓発チラシ「ストップ・ハラスメント」を掲載しております。

ただ、チラシを作成したのが令和2年3月でございますが、このときには各事業所に全て通知をさせていただいたんですけれども、かなり時間がたっておりまして、また、このたびのカスハラ対策の事業主への義務化を踏まえ、内容の更新を行うとともに、また、要介護認定書類にも同封して利用者の方々に周知啓発を行うなど、より効果的な活用に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

私、実はこのチラシに介護サービスの利用者や家族の皆様へと書いてあるので、事業所や市の窓口だけではなくて、利用者さんやその家族に届けるようにお願いしますということは今、質問しようと思ってたんですけど、その答えをいただいたので安心いたしました。

次に、この市が示している対策、裏面になるんですが、この対策について伺います。

このチラシにはハラスメント行為の具体的な内容がいっぱい示されていて、その下にハラスメントが発生した場合の事業者の対応というのが書かれています。

要約すると、従業員が被害に遭いました。それを事業者が事実確認をして、関係機関に相談をします。そして、事業者が利用者に注意勧告や担当者の変更を行ったり、サービスを中止したり、契約を解除すると書いてあります。

ここに書かれているように、事業者が関係機関と市に相談した場合、本市はどのような対応をしてくださいますか、お答えください。

○西本眞造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

ここに書いております部分につきましては、基本的には、事業主がしていただく形になるんですが、今回のカスタマーハラスメント対策におきましてもこの10月から事業主に義務化される形になっております。

その部分についても、対応していただく形になりますが、事業所の規模は様々でございまして、組織体制が脆弱なところもございまして、事業者への取組支援を行うことが本市の役割であると考えております。

そういった中で、事業所向けの弁護士相談窓口や今回このカスタマーハラスメント対策の策定などの事前相談を受け付けているほか、令和2年、あるいは8年2月には、事業所を対象にそういった研修も行っておりますので、積極的に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

ちょっと実際に経験したケースをお話させていただきたいんですが、長文のショートメールを毎日毎日、深夜、早朝、時間問わず送ってこられる家族がありました。内容は、人格否定、嫌み、意地悪な表現ばかりで、精神的に追い詰められていくようなものでした。

その件を地域包括支援センター、そして市にも相談をいたしました。いただいた回答は、利用者と事業者の契約ですから契約解除できるかどうかという、内容は事業者で判断してくださいというものでした。

しかし、事業者としては、利用者の生活なんかを考えたときに、利用者保護と職員保護の板挟みになって事業者だけでは解決が困難な事例もあります。

市は、介護サービスの保険者として、こうした事案にどのような役割を果たすと考えておられますか。

例えば、こういったケースの契約解除への支援なども検討させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西本眞造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

個別の内容につきましては、またそれぞれ対応していくことになると思いますが、議員、先ほどご指摘あったような内容については、またそれぞれの団体であるとか、ご意見を頂戴しながら、市として何ができるか、一緒になって検討していきたい、協議していきたいと考えております。以上でございます。

○西本眞造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

いろんな団体や行政含めて、今後の対応もまた考えていただけるということで、お願いしたいと思っております。

さらに、6月3日に厚生労働省から都道府県、各都道府県、各市町村介護保険担当課に対して、介護支援専門医等の在宅介護従事者の安全確保の徹底に関する事務連絡が発出されました。

これを読んでも結局事業者で何とかしろと書いてあるようにしか読み取れず、大変に残念な結果だったとは思っています。

ただ、ここにはケアマネジャーの安全確保のため、利用者宅に複数名で訪問する場合の経費については、令和7年度補正予算に計上している地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業の中の介護支援専門員業務負担軽減事業を活用することが可能と書いてありますが、この件に関しての市の見解をお聞かせください。

○西本眞造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

厚生労働省から令和8年6月3日に複数人訪問補助に対して、厚生労働省の既存事業の活用が可能である旨示されたところでございます。厚生労働省が示した事業は都道府県の事業として実施することになっておりますので、本市から兵庫県に対して既に補助事業の実施について働きかけを行っているところでございます。

また、本市におきましても何ができるか今後検討してまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

金銭的な補助で複数名の訪問が仮に可能になったとしても、先ほど局長のお言葉の中にもあった小さな事業所もでございます。1人でケアマネジャー、独立してやってらっしゃるような方もいらっしゃいます。そういった方であったりとか、もしくは複数名の人数はなかなかこの人材不足の中で確保もできない、金銭的な問題だけではないのかなというふうにも考えます。

そういったことも考慮していただいて対応策をご検討いただきたいと思います。このような対策が不十分であれば、さらに離職者が増えていくのではないかと思います。

この件の最後にですね、姫路市は介護現場におけるカスタマーハラスメントを事業者の問題と考えているのか、それとも介護人材確保を含む行政課題と考えてくださっていますか、お答えください。

○西本眞造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

介護人材確保のためにはまず現場で働く職員が安心して働けることができる環境整備が重要と考えておりますので、行政としましては、カスタハラ対策を含めた対応を今後も検討してまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

介護人材不足が深刻化する中、人材確保の取組は重要です。しかし、新たな人材を確保することだけではなくて、やはり今働いている介護職員やケアマネジャーが安心して働き続けられる環境を今おっしゃってくださったように、検討をお願いしたいと思います。

最大の介護人材確保対策は、今いる職員を守ることだと考えています。今回の痛ましい事件を受けて、姫路市として、職場で働く職員を事業者任せにせず、ともに守っていただけるように要望いたしまして、次の質問に移ります。

次は、介護人材確保についての再質問です。

姫路市では介護人材確保のために、ご答弁いただいたような様々な施策の方法で取組を行ってくださっていることは本当にありがたく感じております。

しかし一方で、介護現場では依然として人材不足が深刻であり、特に日本の若者が介護士になりたいと思える環境をどこまでつくりけているのかという課題もあるのではないかと思います。介護は、高齢者の命や暮らしを支える非常に専門性の高い仕事です。

また、介護は顔の見える支援であり、利用者とのコミュニケーションや言葉の理解が何より大切な仕事です。

一方で、外国人介護人材の在留資格を見ますと、育成就労や特定技能など最長5年で帰国しなければならない制度も多く、長期的に日本で働くためには、介護福祉士国家資格を取得し、在留資格介護、いわゆる介護ビザへ移行する必要がありますが、日本語や効果試験の壁もあり、その取得は決して容易ではありません。

これら在留資格のことも含めると、外国人介護福祉士確保支援の前に、まず日本の若者が介護の仕事に誇りや希望を持てる環境をどうつくるのか、その視点も極めて重要だと考えます。

聞くところによると、介護福祉士の養成校への入学者のほとんどが外国人である学校もあると伺います。なぜ、日本人が介護の仕事に就こうと思わないのか、検討されたことはございますでしょうか。お願いします。

○西本眞造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

厚生労働省が示す魅力ある仕事職場というのは、従業員にとって働きやすさと生きがい、働きがいの両方そろった状態とされております。介護の仕事に対する魅力の感じ方は、個人それぞれですが、本市では、介護人材不足とされているものの、介護職員の総数は現在増加していることから、魅力がないとは言えないと考えております。

また、厚生労働省が毎年実施している令和6年度介護労働実態調査の労働調査の就業意識における仕事の満足度によりますと、介護職は、職場の人間関係や仕事の内容で高いプラスになる一方、賃金水準ではマイナスになっており、実際に給与面では、他の産業に比べ低い水準にあることから、その点において魅力は十分でないと考えておりま

す。

議員が言われたように、また若者に対してもその辺りが魅力がないのかなとは考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

私自身も外国人介護人材の方々からお話を伺ったり、また現場の皆様からもお話を伺う中で、例えばネパールとかインドネシアから来られている介護士さんたちと話していると、この方たち3世代で生活をされている方がほとんどなんですね。ご高齢者を家庭の中で支えることが当たり前という少し前の日本と同じような状況が今も続いているということです。

なので、その中でご高齢者への関わり方や思いやりを自然に身につけている方も多いいんじゃないかなと思っています。

報酬に関してはこれ国が決めてくださることなので、もちろん業界団体からいろいろな声が上がってくることと思うんですが、こういったことを踏まえたり、先日テレビの番組でインタビューを受けているインドネシアからの若い介護士さんも、高齢者の皆さんと関わるのは楽しいと介護はいい仕事、こんな施設があつていいなというふうに答えられているのを見ました。

一方で、日本では核家族が進み、子どもたちが高齢者と日常的に関わる機会そのものが減っています。その結果、介護という仕事に触れる機会も少なく、大変そうというイメージだけが先行している面もあるのではないかなというふうにも思いました。

将来、介護人材確保という観点から、小中学校における福祉教育や介護体験、地域の介護施設との交流などを通じて、子どもたちが介護の仕事の価値や魅力に触れる機会を増やしていただきたいと思うんですが、教育委員会を含め、本市としてどのように考えられるか、ご見解を伺います。

○西本真造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

魅力を上げる対策としまして、本市としましてはカスタマーハラスメント対策を含めた労働環境の整備として、弁護士相談窓口の開設や研修事業を実施しております。

また、高校生を対象としたインターンシップ事業を実施し、若年層の介護分野への進路選択を提示することで、人材確保につなげております。

ただ、インターンシップ事業の参加者が低迷していることから、小学校中学生の頃から介護職への関心や魅力を感じてもらえるよう教育委員会と協議する中で、トライアルウィークで市内中学校31校で476名の生徒を市内の介護事業者が受け入れていただいていることや、介護事業所が中学校からの要請に応じ出前授業を行っていることを確認いたしております。

このような取組をさらに継続し発展することが介護の仕事の魅力発信につながるものと考えておりますので、今後、各事業所に対して、積極的に参加していただけるよう働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

人口減少対策が様々な観点から、3世代同居とか親世代が近隣に暮らす、近居支援っていうのもね、今後は進んでいきたいと思うんですけど、この件は別の機会にするとして、まずは高齢者介護を身近に感じてもらえるような、先ほどおっしゃっていただくような取組を今後も続けていただきたいと思います。

外国人に頼る前に、ぜひ日本人の将来、介護福祉士になりたいな、そんな思いが伝わるような政策を続けていただけたらと思います。

では、2項目めに移ります。

2項目めは、市民の健康と安全な生活環境について伺います。

1点目は、香害や化学物質過敏症に対する配慮について伺います。

昨今、香りの害、いわゆる香害に悩まされている方が増えていると聞きます。合成洗剤や柔軟剤、整髪料、芳香剤、香水、シャンプーなど日用品から発生する香りをはじめとした化学物質が原因で頭痛や吐き気、目まい、ぜんそく発作、思考力の低下、目や鼻の違和感、痛み、鬱症状や呼吸困難まで様々な体調不良を引き起こしているというものです。悪化すると、通学や就労にも支障を来し、退学や退職に至るケースもあります。

また、この香害から化学物質過敏症を発症するケースもあるなど日常生活に支障を来している方も多くおられます。

化学物質過敏症は過敏というのが示すようにごく少量の物質でも過敏に反応する点では、アレルギー疾患に似ています。

また、ある程度の量に物質にさらされるとアレルギー疾患でいう感作と同じような状態となり、2度目に同じ物質に少量でもさらされると過敏症状を来します。

時には最初にさらされた物質と2度目の物質が異なる場合もこういった症状が起きる、そういうこともあると聞いております。

この化学物質過敏症の原因に香害、香りの害が含まれているということが専門家によっても指摘をされています。

また、化学物質過敏症支援センターのホームページには様々な症例が記載をされており、発症者数については、様々な推計があるものの、実際に日常生活に支障を来している方がおられると言われております。

この化学物質過敏症は、明らかに体調不良があるにもかかわらず受診しても問題なし、気のせいと言われて、実際に診断されるまでに何か所も医療機関を回らなくちゃいけないかったり、お隣の洗濯物の香りで体調崩したために、控えていただけるようお願いに行ったら、変人扱いをされて訴えられそうになったりとか、交通機関利用中に発作が出て途中下車をしてしまったり、理解されない孤独にも苦しめられているという実態もございます。

このことから、2021年以降は消費者庁が中心となり、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省庁連名で、「その香り困っている人もいます」と題したポスターが作成されて、香りに対する配慮を促す啓発が始まりました。

また、2022年2月28日の衆議院予算委員会では、当時の岸田総理が必要な研究を進めて、周囲への配慮を啓発を図るというふうにも答弁をされています。

姫路市においてもこんなふうには、香害や化学物質過敏症に苦しんでおられるご相談も受けております。発症メカニズムが解明されておらず、誰でも発症する可能性があることから、他人ごとではないと考えます。

香害を過敏症と思わずに、当事者が臭いと言ってしまうことで、香害が匂いの好き嫌いだと誤解を受けることもあります。

以上のことから、私たち一人一人が正しい知識を持ち、理解することが重要だと考え、以下、質問をいたします。

この香害や化学物質過敏症は子どもから高齢者まで全ての市民に影響するものですが、今回は姫路の子どもたちの環境を守るため、まず児童生徒に対する影響や取組を中心に伺います。

姫路市では、保護者や当事者からの香害、化学物質過敏症の相談を受けたことはありますか。

また、香害や化学物質過敏症に対する市の認識及び啓発方法についてお答えください。

○西本真造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

香害問題についての学校における相談状況や認識につきましては、近年では、教育委員会に令和2年及び令和3年に各1件の相談があり、市内に化学物質過敏症の児童生徒が在籍しているものと認識をしております。

兵庫県の通知に基づき、各学校へポスターを配付するとともに、香害問題に関する県ホームページの周知を図るなど啓発に努めているところでございます。

以上でございます。

○西本真造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

すいません。

2点目も一緒にご質問しないといけないところを途中で止めてしまったので、はい。続けさせていただきます。すいません。再質問は後ほどさせていただきたいと思えます。

2点目は、公共施設における除草剤の使用実態と安全対策について伺います。

近年、除草剤ランドアップの主成分であるグリホサートについて、世界各国で安全性をめぐる議論が続いております。

WHOの外部機関である国際がん研究機関では、恐らく発がん性があると分類されている一方、各国政府機関では適切使用で安全とする見解もあり、評価が分かれている状況です。

そのため、市民の中でも本当に安全なのか、子どもがいる場所で使用して大丈夫なのかと不安の声があるのも事

実です。

一方で、現場では草刈り作業を担う人材不足や高齢化が進み、熱中症や草刈り機故障の危険など除草剤を使わざるを得ない事情があることも理解しております。つまり、単純な禁止か容認かではなく、市民の健康不安にどう向き合い、どう安全配慮を行うのかというバランスが求められていると考えます。

そこでお聞きします。

まず姫路市として、市管理施設におけるグリホサート系除草剤の使用実態を把握されていますでしょうか。また、除草剤を選定する基準は設けておられますか。

特に、学校、公園、道路、河川など子どもや市民が日常的に利用する施設での使用状況についてお聞かせください。

○西本真造議長

橋本建設局長。

○橋本正生建設局長

お答えいたします。

グリホサート系除草剤につきましては、公園や河川などの公共施設において使用しております。

農薬取締法の定めにより、農林水産省の登録を受けたものを選定しており、希釈方法や使用時期など使用方法を遵守しているため、人体への安全性に問題はないと考えております。

なお、除草剤の散布に当たっては、公園や河川などにおきましては事前に周知するとともに、散布区域に立ち入らないように対策を講じております。

また、学校におきましては、金曜日の夕方などの児童生徒が付近にいない時間帯に散布するなど、安全に最大限の配慮をして使用しております。

以上でございます。

○西本真造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

申し訳ありませんでした。

香害について再質問させていただきます。

香害、化学物質過敏症は周囲の方の理解と知識が必要です。宝塚市などでは、市のホームページに香害と化学物質過敏症について理解と協力を求める呼びかけがあり、原因や症状について詳しく掲載されています。

また、小中学校に在籍する児童生徒保護者に対して、香

害と化学物質過敏症に関するアンケート調査も行っておりますが、本市では、このような調査を行う予定はありますでしょうか。

○西本真造議長

角倉教育次長。

○角倉 要教育次長

お答えいたします。

現在のところ、本市においては実態調査は行っておりませんが、学校では化学物質過敏症を含め多様な配慮を要する児童生徒が在籍していることを前提に、学校が心理的安全性の高い環境を整えていくことが大切だと考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

児童生徒の中では、学校での香害が原因で不登校につながるケースもあると聞いていますので、ぜひ調査も行っていただきたいと思います。

この宝塚市のアンケート調査では、約3割の児童生徒が香りを不快に感じたことがあると回答しています。

また記述式の回答では、給食のエプロンについて、他の児童と共有のため、前の方が使用した洗剤や柔軟剤の香りで本人だけでなく家族も不調を来した例などが書かれてあり、エプロンを個人持ちにしてほしいという意見や、共有のエプロンの洗濯には香りつきのものは使用しないでほしいといった意見が多く記載されておりました。

本市の給食エプロンの実態はどのようになっていますでしょうか。給食のエプロンの香りについての相談はありませんか。

他都市でも、エプロンを個人持ちにや自由にする取組も進んでいますが、姫路市でも同様の方式を取り入れることはないかを含めてご回答をお願いします。

○西本真造議長

角倉教育次長。

○角倉 要教育次長

お答えいたします。

給食エプロンの香りについての相談というのは、実際に受けておる学校はございます。

児童生徒の個別の事情を十分に踏まえ、安全面、衛生面

に配慮した上で適切に対応するよう学校へ指示をしております。

具体的には、エプロンは予備のものがございますので、そういった訴えのある児童生徒については、別のものを使うというようなことを実施しております。

以上でございます。

○西本真造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

既にそういった対策を取っていただいているということは安心しました。ただ、中にはね、サイズが全く合わないというような声も聞いていたりしますので、せめてそういった方は特別に個人持ちにさせていただくとか、あと、たつの市では5年生のときに作った、ご自分で作ったエプロンを使っているとかいう報告も聞いております。

そういったことは考えられませんかでしょうか。

○西本真造議長

橋本建設局長。

○橋本正生建設局長

お答えいたします。

まずサイズについてですが、例えば、小学校であれば1年生から6年生までありますので、いろいろなサイズがございます。当該の学年児童の着るサイズに合わないものでも他の学年で対応できるものがありますので、学校が購入しているもので十分対応は可能です。

また、保護者から、自分の家でエプロンを購入したいという申出がありました場合には、それについてはそのようにご助言をしている実態もございます。

以上でございます。

○西本真造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

私、5年生で作ったエプロンをね、ご自分で使うというのはすごくいいアイデアだなと思ったんですが、袖が隠れないとかいろいろな問題もあると聞きましたので、それもそうなのだなと思いながら、今後もいろいろな方法で子どもたちを守ってやっていただきたいと思います。

この件は要望しまして、次に、除草剤の使用についての再質問をいたします。

私自身は、グリホサートについて様々な書籍や資料を読む中で安全性にはやはり不安を感じています。中には、神経毒性を指摘する書籍や研究もあり、海外では使用を制限している国や自治体もあります。

例えば、オランダやフランス、スイス、ドイツではホームセンターでの販売は禁止。スリランカではグリホサート製剤の輸入禁止。イタリアでは公園や市街地、学校では使用禁止などを行っています。

一方で、日本では先ほどお話があったように、国が農薬登録という形で認めており、専門家の評価も分かれています。だからこそ、大丈夫と思う市民、そして不安を感じている市民、両方があるんだと思います。

本市の見解としては農林水産省も認めている、本市もその基準に沿って公園や校庭でも使用しているということなんだろうと思うんですが、私もこの農林水産省の農薬登録情報システムというものを拝見いたしました。

確かに本市で使用されている除草剤は、その中に登録をされていて、製剤毒性という欄も、普通の普、あまねくという字ですね、というふうに書いてありました。

普通の普があるんであれば、毒があるものもあるんじゃないかと思って、これ、農林水産省に確認をしたところ、「毒物及び劇物取締法いわゆる毒劇法に指定されているものではないから、それに普通の普と書いています。ただ、あらゆる化学物質には少なからず毒性はあります。そのため、この普通の普と書かれているものについても、毒物劇物ではないが、使用料と使用方法を守る必要があるのだ。」という答えがありました。

これを踏まえて、使用時の安全基準を守ることや、先ほどおっしゃっていただいたような時間帯、子どものいないときを選ぶっていうことはとても大切なんだと思うんですが、こういったことに対する市民からの苦情とか相談とか、そういうのを受け付けたり、そういう方の健康不安への対応をされているというような、そういう受付場所みたいなものはございますでしょうか。

○西本真造議長

橋本建設局長。

○橋本正生建設局長

お答えします。

市民からの苦情としましては、人体に何かという影響というような苦情は、今までなかったかと思えます。

ただ、例えば、民地のほうに隣接しているところで、散

布したときにちょっと農作物にちょっと影響が出たんじゃないかなってような苦情は過去にございました。

以上でございます。

○西本眞造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

できたら、全ての市民が安心できるように、除草剤以外の代替手段として防草シートや機械による除草、低農薬化などは考えられないでしょうか。

○西本眞造議長

橋本建設局長。

○橋本正生建設局長

お答えいたします。

現在、道路部局におきまして、環境に優しい温水除草を試験的に施工しております、今後その効果を検証してまいりますと考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

私自身は先ほども申し上げたようにやはりグリホサートの安全性については懸念を持っています。

しかし、本日は危険か安全かを断定するための質問ではなくて、やっぱり市民の中に不安の声がある以上、市としてどのような安全対策を講じているのかということ、明らかにしたいという意味での質問でした。

人手不足や高齢化で除草中の事故があったり、人手不足やいろんな問題があってもなかなか代替はできないんだと思いますが、今やっつけていただいているようなこと、今後も検討を続けていただきまして、困っている人へ不安に感じている人に寄り添っていただきたいと思います。

香害でも除草剤でも、困っている人に不安と感じている人にどう寄り添うかというのが行政の役割だと思います。

誰一人取り残さないための姫路のためにお願ひしまして、次の項目に移りたいと思います。

3項目めは、時代に即した給水条例について伺います。

姫路市給水条例第20条の4には、市内に居住しない所有者及び管理者が必要と認められた所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者の中から代理

人を定め、連署で管理人に届け出なければならない。管理人は、前項の代理人を不適当と認めるときには、これを変更させることができる、とあります。

この規定は昭和36年の条例制定当時から存在しているものと思われませんが、本条例で、姫路市民と非姫路市民で行政手続に差異を設ける意図をお聞かせください。

○西本眞造議長

松浦上下水道事業管理者。

○松浦正宗上下水道事業管理者

お答えいたします。

条例の規定では、市外に居住される給水装置の所有者の方に対し、市内に居住される方を代理人として定めていただくことを求めています。

本市では、宅内の漏水などの緊急を要する事案が年間約500件程度発生しています。そうした場合に、市外に居住される所有者では迅速な現地対応や修繕の手配が困難となります。その際、市内に居住される代理人を定めていただくことで速やかな現地対応等が可能となります。

対応の遅れや復旧の遅延が被害の拡大、修繕範囲や費用の増大につながり、所有者の負担増にもなりかねません。ご理解いただけますようお願いいたします。

以上でございます。

○西本眞造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございました。

これ、当時の厚労省で制定された昭和33年当時の制定されたものをそのまま、姫路市も今も条例が続いているということで理解をさせていただきましたし、厚労省、当時の厚労省のこの条例もそのまま残っているということも確認いたしました。

ただ時代とかね、現在社会の状況というのは、いろいろ変わってきていますので、そういうところも合わせながらこれからも見ていかないといけないのかなと思うんですが、仮にこれ市内に知人や親族がいないために、代理人が確保できないという相談があった場合は、どのような対応方法になりますでしょうか。

○西本眞造議長

松浦上下水道事業管理者。

○松浦正宗上下水道事業管理者

お答えいたします。

市外に居住される方が給水装置に関する手続をされる際に、代理人を設定することが難しいという相談をお受けすることがございます。そのような場合には、市内の指定給水装置工事事業者等をご案内し、相談されるよう助言させていただいているところでございます。

以上でございます。

○西本真造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

業者さんが現場代理人になっていただけるケースで大体解決しているということでしょうか。

○西本真造議長

松浦上下水道事業管理者。

○松浦正宗上下水道事業管理者

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○西本真造議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

現在は、空き家も増えて市外の方の市内物件の取得も増えているのではないかなというふうに考えます。このような環境の変化も踏まえて、時代に即した条例改定が必要な場合には行われていくということを要望しまして質問を終わります。

○西本真造議長

以上で、西村しのぶ議員の質疑・質問を終了します。